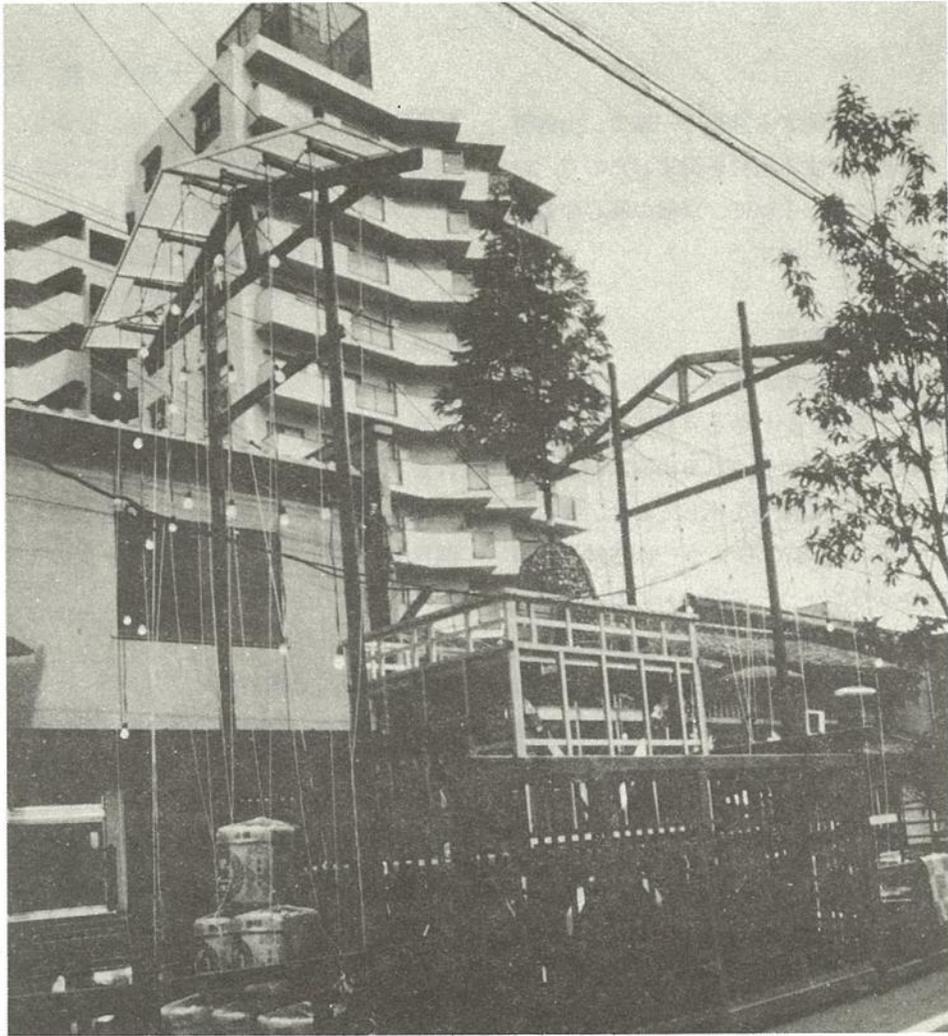


ARPA・K NEWS LETTER

地域計画・建築研究所



ビルの谷間の祇園祭、マンション住民にも参加を求める太子山町

アルパック ニュースレター もくじ

- 山鉾町と京都の都心 2
- 動き出した湖北観光—北国街道CI作戦 4
- アルパック連続セミナー・柳沢厚先生講演会から 6
- きんきょう 露天風呂のはしごでリフレッシュ 9
- 事業系ごみ減量のために 10
- 旧刊新刊書評「危機の宰相」 13
- まちかど 道路に見る日本的けじめ 16

No. 25

山鉾町と京都の都心

大河内 雅 司

京都の都心に関する調査の一環で、山鉾町をウォッチングする機会を得ましたので、いくつかの話を拾い上げて、京都の都心の姿を紹介したいと思います。

人口減に困る山鉾町

山鉾町は四條室町、通称『鉾の辻』を中心に分布しており、いわゆる京都の都心部に位置しています。表に見られるように、山鉾町のほとんどが人口減少を生じており、特に函谷鉾町（かんこぼちょう一函谷鉾）・筆町（たかななちょう一孟宗山）においては、住む人はなくとも祭りは続けているといった状況です。山鉾町は、住民が減っていくなかで、祭を運営していくために、財団・後援会の設立で資金を確保し、運営の主体を住民

から町内の企業に求めています。しかし、企業から派遣される従業員は、住民ではありませんから、祭りの後継者の育成といった点を始めとして、多くの問題が生じています。また、伝統的なしきたりや、祭りのハウツウを継承できる人も減ってきており、函谷鉾町の場合の様に、ビデオカメラで祭りを撮影し、伝承の教科書代わりにするという試みも見られます。

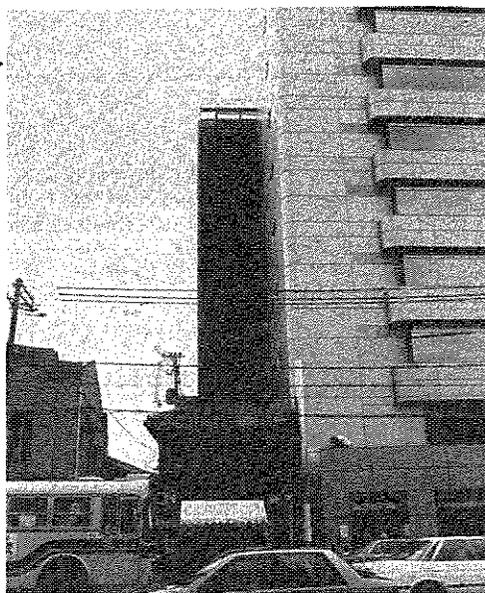
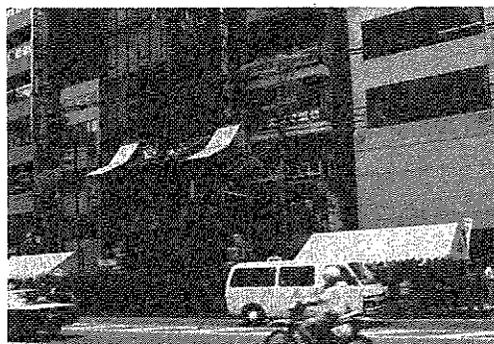
都心に位置するために、山鉾町も例外なく開発上の問題が生じていますが、次にそのいくつかを取り上げてみます。

ビル化の進行と山鉾町

山鉾町には、自治上の寄合場・祇園祭りの拠点といった役目をする歴史的建造物が、

ビルの谷間に残る町会所（郭巨山町）→

人口1人の函谷鉾町



町会所（ちょうかいじょ）といわれる形で残っています。祇園祭の宵山（よいやま）には、ここに山鉾のご神体や織物、工芸品が豪華に飾られ、山鉾と一体になって歴史的な景観を作り出します。この町会所も、開発の進行の中で変化し始めているのですが、従来のように、日常的に寄合の場に使われている町会所は少なく、その多くは日常には賃貸されており、収入は祭りの運営費にあてられています。また、従来の形態とは全く異なったものとして、町会所がビルの中に取り込まれ、耐火性を高め、他の部分が賃貸されている例もあります。さらには、町会所がなくなってしまった例もあり、これらの町では寄合や祇園祭の際には、各家が持ち回りで運営を担当しています。写真は郭巨山町（郭巨山）の町家ですが、ビルの谷間にかたくなに町家が維持されています。

問題のいくつかを上げてみます。木賊山町（とくさやまちょう一木賊山）では、住民の反対運動がマンション建設にまつたを掛け、建築協定で高さを制限することで、周辺環境との調和を図ろうとしています。また、太子山町（太子山）では、マンション住民に町内会と保存会への入会を義務付け、新たなコミュニティの形成を試みています。

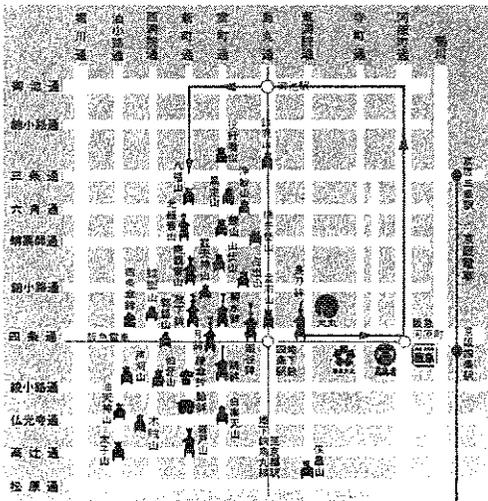
山鉾町の現況について、いくつかの話を上げてみましたが、都心に人が住めなくなる事が時代の流れであるならば、これからの京都はどんな都心の姿を選択するのでしょうか。そして祇園祭りはいかに継承されていくのでしょうか。祇園祭りと山鉾町の行方は、京都の都心を代表する一つの姿として、今後も注目していく必要があると思います。

（おこうちまさし 京都事務所）

マンション開発と山鉾町

最後にマンション開発に伴って生じている

山鉾町の位置



山鉾町の人口推移（昭和62年の巡行順）

山鉾名	町名	人口	
		40年	60年
1 長刀鉾（なぎなた）	長刀鉾町	33	10
2 郭巨山（かっきょ）	郭巨山町	125	72
3 孟宗山（もうそう）	笋町	23	2
4 保福山（ほうしやう）	愚童町	297	163
5 函谷鉾（かんこ）	函谷鉾町	35	1
6 木賊山（とくさ）	木賊山町	263	149
7 芦刈山（あしかり）	芦刈山町	220	134
8 占山（うらで）	占山町	129	47
9 菊水鉾（きくすい）	菊水鉾町	77	25
10 油天神山（あぶらてんじん）	風呂町	354	243
11 山伏山（やまぶし）	山伏山町	70	17
12 太子山（たいし）	太子山町	221	120
13 月鉾（つき）	月鉾町	106	48
14 燗燗山（とうろう）	燗燗山町	188	105
15 榎森鉾（あやがき）	善長寺町	138	80
16 雲天神山（あられてんじん）	天神山町	94	30
17 鶏鉾（にわとり）	鶏鉾町	98	36
18 伯牙山（はくが）	矢田町	184	134
19 白雲天山（はくらくてん）	白雲天町	149	86
20 放下鉾（ほうか）	小結廻町	149	72
21 岩戸山（いわと）	岩戸山町	232	88
22 船鉾（ふね）	船鉾町	252	82
23 北観音山（きたかんのん）	六角町	153	76
24 橋弁慶山（はしべんけい）	橋弁慶町	123	29
25 鈴鹿山（すずか）	堀之町	46	56
26 役行者山（えんのぎやうじゃ）	役行者山町	144	37
27 八幡山（はちまん）	三条町	298	144
28 黒主山（くろぬし）	烏帽子屋町	95	34
29 鯉山（こい）	鯉山町	167	49
30 淨妙山（じやうみやう）	骨屋町	129	65
31 南観音山（みなみかんのん）	百足屋町	327	146

資料：京都市の町別人口

動き出した湖北観光—北国街道CI作戦

馬場 正 哲

滋賀県の北東部は「湖北」と呼ばれ、安土桃山時代の歴史の舞台として知られ、また、琵琶湖竹生島や余呉湖などの日本の原風景が残り、地域に育まれた宗教的風土が「観音の里」と呼ばれています。この湖北の1市7町が湖北地域観光振興協議会を設立し、振興計画に取り組みました。

統一イメージの構築

湖北は観光資源としては多種多様ですが、観光客もリピーターが多いなどマニア的で、一般的にはまだ未成熟な観光地です。特に資源に際立ったものが無く、しかも、広域なためにイメージが不明確となっています。そこで、新しい統一された「メインイメージ」を確立することが課題となりました。

このため観光地CI作戦に取り組みました。

表1 統一イメージづくりの検討

	全国レベルのイメージ	近畿・中部レベルのイメージ	イメージ確立の検討
湖北全体	<ul style="list-style-type: none"> ○「琵琶湖」のまち ・日本一大きな湖 ・湖で遊ぶ ・日本の歴史がある ○日本の原風景が残っている。 ・湖の景観（自然） ・田園風景（ハンの木） ・歴史的資源が多い ○秀吉の歴史物語（戦国物語） 	<ul style="list-style-type: none"> ○琵琶湖……水浴 ○歴史……社寺 ◎多様であるが知名度低い。 ○雪 ○古いまち並 北国街道のまち →地域の軸となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「琵琶湖」のイメージと体験メニューの具体化 →夕日をメインとする……・眺望点の設置（名所づくり） →地区レクリエーションの導入…… ・屋形船…宴 ・船遊び ・湖周…サイクリング散策 →料理の開発 ○観音の里イメージづくり →ルートづくり ○北国街道を打ち出す
木之本周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○琵琶湖 	<ul style="list-style-type: none"> ○余呉湖、羽衣伝説 ○観音の里 	<ul style="list-style-type: none"> ○観音と伝説の地イメージづくり…… ・余呉拠点づくり ・社寺のネットワーク ・伝説の提供
長浜周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○琵琶湖 ○豊臣秀吉 出世城 	<ul style="list-style-type: none"> ○ちりめん ・各種のイベント… まだ知名度低い 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市型観光拠点…… ・商家、町家の残るまち ・新しいアメニティーのあるまちイメージ ○ドイツ、アウグスブルグ……・洋館イメージづくり ・アンティークイメージ
背後地の伊吹山周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○米原、関ヶ原、雪 	<ul style="list-style-type: none"> ○伊吹山……スキー 	<ul style="list-style-type: none"> ○冬期の琵琶湖との連携

○湖北のイメージの柱を「北国街道」とし、リードイメージを「ロマンチック街道」とする
HOKKOKU KAIDO

るため、統一ロゴマークを作成しました。また、各地域を表現するマークやコーポレートカラーを各々定めることとしました。以下に基本タイプとその例を示します。

今後の問題

以上の基本C Iを協議会で定めたことにより、利用の要望が数多く寄せられています。すでに、看板や、パンフレット、チラシに活用されています。

湖北イメージづくりはこれからです。まず、観光地としての具体イメージを「ロマンチック

ク街道」との対比で展開するためのポスター作戦の具体化が重要です。と同時に統一ロゴマーク等の使用規定の作成など体系やコントロール機関やデザイナーなど体制の整備も必要です。長浜観光協会を事務局とする協議会は熱心な取り組みを進めており、これからが期待されます。

注) 湖北地域観光振興協議会のメンバーは長浜市、浅井町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町です。

(ばばまさあき 大阪事務所)



①マーク.....地域のイメージを代表
(特徴をデザインしマーク化)

②統一ロゴ.....各地同一

③地名.....琵琶(びわ)湖と地名

④色.....コーポレートカラーを地域ごとに設定



「大都市近郊における土地利用の動向と都市計画」

柳沢 厚 先生 講演会から

去る6月6日にアルバック連続セミナーの第3回を開催しました。当日は、建設省都市局都市計画課 土地利用調整官柳沢厚先生においでいただき、成立したばかりの「集落地域整備法」を中心として、大都市近郊部の土地利用等の問題について、お話をおうかがいしました。なお、「集落地域整備法」については、関連したモデル地区のケーススタディ（田園地区計画策定調査）が事前に行われ、当社においても福岡県粕屋郡久山町の調査を行っております。当日は、近畿圏の都市近郊自治体の行政担当者の方々も多数おあつまりいただきました。ここでは講演の要旨をご紹介しますことといたします。

都市近郊集落の現状と問題点

おおまかにいって都市近郊集落には次の3つ位の問題が発生しており、そういう問題に 대응するために今回の措置をやるのが、「集落地域整備法」の目的です。

第1に都市近郊集落での土地利用の混乱があるということです。これは本来市街化調整区域では原則的に建物がたたないはずなのに、事実上いろいろな形で住宅等が建っていることの問題です。そのため農業用水を汚すとか都市的な生活をしている人と農業生産をしている人との間の不都合とか、あるいは日本の伝統的な風景がそなわれていることがあげられています。

第2は、住民が都市的な生活水準を求めている、それに応える必要があるという問題です。典型的にイメージしている都市近郊集落

では、おおざっぱに言って7割～8割位が非農家として、車がすれちがえる道路とかトイレの水洗化など、都市的な生活水準を求める声がかかなり強い。それにもかかわらず、今はほとんどそういう整備が行きとどいていない状況です。

第3は、都市近郊集落周辺での開発志向という問題です。近年市街化調整区域の中の制限がどうも不合理であり、非常にバランスが悪いのではないかという声があります。その象徴的なものに、比較的大規模な集落における農地の扱いがあります。つまり、集落内に介在する農地と非常に優良な広い農地の中の一部とは、市街化調整区域の制限としては同じ取扱いになっているということであり、（農地転用上は区分けされているが）これに差を設けることへの議論があります。現在は、開発許可の規制緩和でこの問題を吸収しようとしています。うまく動いていないところもあります。

対象となる典型的集落のイメージ

こうした問題が集中的にあらわれるところを典型的集落としてイメージしています。そうすると、かなりの家屋が集積しているような場所で、公共投資の効果が相対的に高いというような場所を選ぶ必要があります。そうした拠点性のある集落のイメージとして表1の内容を考えています。

集落地域整備法案の構成

先に述べました典型的集落をイメージして

法案では「集落地域」と呼んでいます。

法案ではまず、集落整備についての基本方針を書くことになっており、その基本方針ができますと、その基本方針が出来た地域について、集落地区計画と、集落農業振興地域整備計画の2つの計画をつくることができます。それができるとまたその法律上の効果が発生するということになっています。

基本方針は、その集落の将来構想というようなもので、将来の土地利用や整備すること、また、施設を導入しようとするなどどのようなことを考えておかないといけないかなど基本的なことをまとめておくものです。

集落地区計画は、ご存じの今の地区計画と同じです。ただ決めることができる内容が、かなり限定的な項目だけを定めることができるという点が違ってきます。また、この計画の法律上の効果としては、特に重要なのが開発行為の特例です。集落地区計画が定められた区域の中は、都市計画法34条の適用をうけ

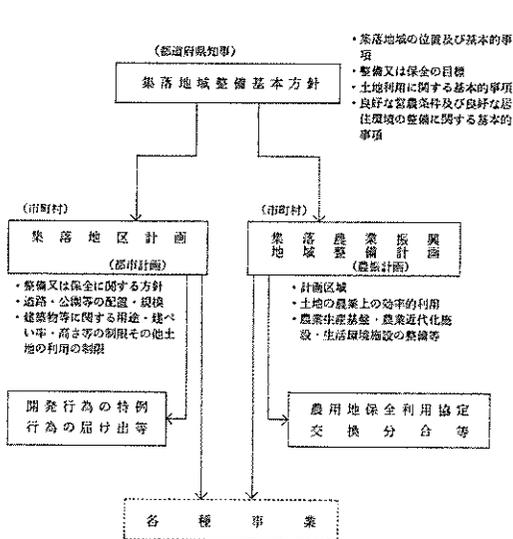
ないのと同じだと考えていただいてもいいものだと思います。ただし、区域内は相変わらず調整区域なので、どんな小さな開発行為もすべて開発許可がいりますが、そのかわり、出しさえすれば技術基準に適合していれば許可される仕掛けです。

それから集落農業振興地域整備計画については、どんな内容かをいいにくい面もありますが、敢えていえば、その集落の中に含まれる農用地で基盤整備をどのように行うのかとか農水省がやるべき道路についてはどんな道路をつくっていくかなど、整備すべき施設について記述するようになると思います。また法律の効果については、にわかには何が生じるという仕掛けにはあまりなっていませんが、唯一交換分合があります。交換分合というのは幾つかの法律に規定があり、税制上の手当て等が受けられる仕掛けになっていますが、この集落農業振興計画が立てられた区域についても同じ取扱いを受けることができます。

表1 集落地域整備法案の対象となる典型的な集落のイメージ

- 都市計画区域内で、市街化調整区域内（又は未編引き用途未指定地域内）にあり、市街化区域（用途地域）から一定の距離を置いて存している。
- 役場（又は支所）、農協、小学校、中学校、幼稚園、保育園、公民館・集会所、病院・診療所、鉄道駅若しくは複数の店舗等の核的施設が複数存している。
- 相当数家が達している。（概ね100戸以上、密度20人/ha以上）
- 今後、分家住宅、沿道サービス施設、公共施設などの一定の宅地需要が見込まれる。
- 非農家の増加による居住化が進んでおり、都市的生活様式に対応した生活道路、排水施設、公園、集会所等の整備が要請されている。
- 都市的土地利用と農地的土地利用とが共存、融合しており、都市的整備のみならず、その近傍において農業基盤整備等の実施を必要としている。
- 集落の周辺に、一定規模（概ね10ha程度）以上農産白地地域にある農地が存する。

図1 集落地域整備法案のフローチャート



また、農用地保全利用協定については、法律にそういうことを規定することによって普及する効果があるといった意味あいであろうと思います。

またこの2つの計画の関係ですが、だいたいのケースが集落農振計画の区域の内側に集落地区計画が入ります。この内側の黄身の部分が建設省の色々な施策が入ったり、計画が作られたりし、外側の白身の部分が農水省が施策をやったり、計画をつくったりする区域です。ただし農水省の方では内側の黄身の中にも点的な施設が若干ありうるということになっております。なお、集落地区計画と集落農振計画は事実上の運用として、建設省、農水省合わせてこの両計画が存在しなければならないことになっております。

集落地域整備法案の背景

全体的な背景についてはご存知の方も多いと思いますが、農水省側の事情と建設省側の事情がたまたま今のタイミングにあってきたということです。農水省は、かなり長いこと総パ事業とかミニ総パ事業とかモデル事業など農村集落をターゲットにした事業を長いことやってきており、その中で居住部分についても積極的に施策を展開したいというのが悲願でした。建設省は、それは建設省のやることだといってきた経過がありますが、そうやってきた関係上、自分がやらざるを得ないということもあって、ここ5年間位勉強してきた訳です。また農水省は、農業基盤投資をするなら農用地区域にするようやってきたわけですが、もうそうも言ってもらえないので、農振白地に基盤整備を積極的に入れていきたいというのが一番強い願望であったわけです。

一方、建設省も、自分で市街化調整区域の中に地区計画を定め、そういう計画ができた

ものであれば開発許可も弾力的にするし、必要な基盤整備もある程度することを考えていました。当初はそれぞれ別々の法律でやることも考えられていましたが、実はそれぞれに大きな問題があり、結局一体化したわけです。

集落地域整備法案の運用上の問題点

法案の運用面の当面の問題をお話しします。

1つは、宅地化の圧力の強い大都市圏と相対的に弱い地方都市圏では問題の出方が違うのではないかということです。大都市圏で集落地区計画の線を決める場合、とりわけ新規宅地をどの程度認めるかという問題があり、歯止めがないとずるずる広がって、何をやっているかわからなくなります。地方圏では逆にかなりの面積が将来の宅地予備地として出てきた場合、その面積が果して集落で必要かどうか難しいことになると思います。むしろさみだれ的な宅地化をどのように実現するかが問題となります。

もう1つは集落地域における田園風景、水の汚れへの対応です。これについては、集落地区計画で決められることもあります。今後建築協定、緑化協定を併せて使うことをお願いしようと思っております。また水の汚れについては、下水の整備、農業用排水計画などによって進めようとしています。

柳沢先生にはお忙しい中、ご講演いただき誠に有り難うございました。また、おあつまりいただいた方々からも活発な質問がなされ、集落地域整備の手續上の問題や新規宅地の範囲、さらには、大都市部での用途地域変更にかかわる問題など出されましたが、紙面の関係で割愛させていただきますが、御了承ください。

(編 アルバックセミナー事務局 藤田武彦)

露天風呂のはしごでリフレッシュ

'87 アルパック所内旅行

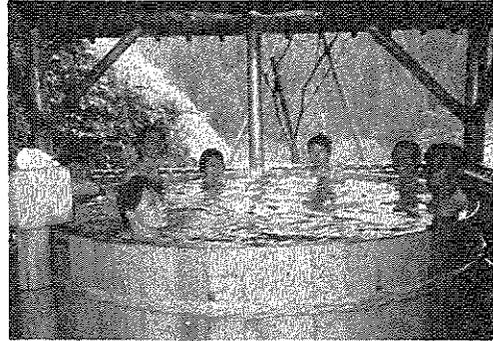
福岡 雅子

私はアルパック新入所員です。恒例に従い所内旅行を企画しました。今回は近ごろのブームに乗って、山陰は温泉町、湯村温泉へ社内旅行とシャレ込んでみました。という就非常にミーハーなようですが、実は今回の旅行は、所員全員がクアハウスというものを折り込んだレジャーを自ら体験し、また、地域の活性化の新しい取り組みを勉強しようという目的を持った真面目な旅でありました。

湯村温泉といいますと、ニュースターでも紹介したことがあります。これまでに、「リフレッシュパークゆむら」の設計や周辺地域の計画に、わたしたちもアルパックがかかわってきた場所です。その場所で、町の方で、「リフレッシュパークゆむら」の生みの親ともいうべき、現「リフレッシュパークゆむら」館長の中村幸夫さんに、「リフレッシュパークゆむら」のできたいきさつや、今後の計画についてお話をききました。今や、湯村温泉；温泉町の地域活性化事例が、他の市町村や温泉地から注目的であるとのこと。

さて、湯村温泉の新しい目玉商品は、「リフレッシュパークゆむら」ですが、一言で言うと、温水プールとさまざまな温泉を組み合わせた施設です。お風呂がこんなに楽しいものとは思いませんでした。入浴という、日本人にとっては日常生活の一部である行為が、「リフレッシュパークゆむら」の中では全く非日常的な遊びとなります。

いろいろある温泉を紹介しますと、自然に溶けこんでしまえそうな四季風呂、町に在住の杜氏さん108人にちなんで108本の



わきあいあいと酒樽風呂

1升びんにぐりと取り囲まれた大きな酒樽の酒樽風呂。湯舟につかって、ちょっと一杯なんて最高だろうなあ。誰からともなく出た意見に皆、大きくなびきました。けれどそれはバッドマナー、ルール違反ですよ。残念。木の香りも優しい蒸風呂。修験道者になった気分の滝風呂。ともかく、2時間たっぷり時間を忘れて楽しめ、混浴もできます。(ただし、ここでは、男の人も女の人もバスドレスを着ることになっています。残念ですね。)

そして温水プールもできています。我々の前に利用していたのは地元の小学生。おそらく体育の授業でしょう。それから水泳の強化練習をしている子供、仕事を終えてひと泳ぎといった風の女性。皆、思い思いに楽しんでいるようです。地域の活性化に必要なコミュニケーションもこれでバッチリのように。

町の人をして、かつてはお湯以外何も無い所と言わしめた温泉町には、今やたいへんな楽しみができました。江戸時代、庶民の大きな娯楽場だった銭湯が、あらゆる遊びを知り尽くした現代人に、今こそ必要な心の休息を伴って生まれ変わったようです。

(ふくおかまさこ 大阪事務所)

事業系ごみ減量のために

小泉 春洋

◆ 急激な伸びを見せる事業系ごみ

廃棄物は法律上（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）、図1に示すように産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。このため、事業活動に伴って排出される廃棄物がすべて産業廃棄物に指定されているわけではなく、事業活動に伴って排出されながら、一般廃棄物として市町村にその処理責任を負わされている廃棄物があり、これらは通常「事業系一般廃棄物」とよばれています。

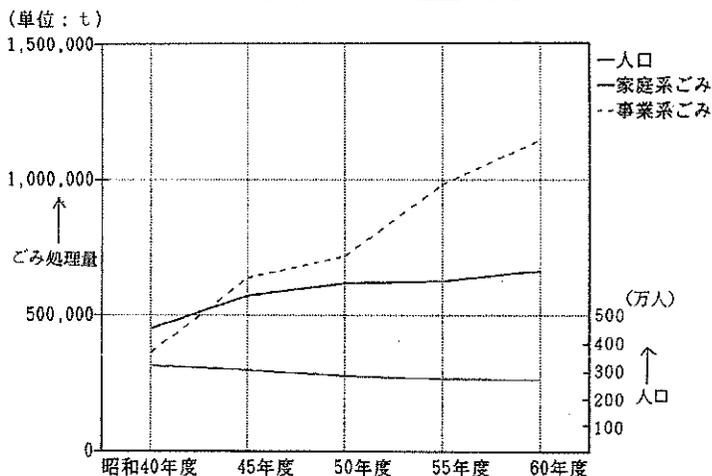
さて、市町村が現在処理している廃棄物は、家庭系一般廃棄物（以下、「家庭系ごみ」とこの事業系一般廃棄物（以下、「事業系ごみ」）が中心です。そして、家庭系ごみは最近ではほぼその増加は止まっていると見なせるのに対し（ただし、円高で古紙等のリサイクル活動が停滞し、ごく最近では家庭系ごみ

も増加していると言われている）、事業系ごみは大きく増加しつつあり、この傾向はとどまる様子を見せず、これが市町村のごみ処理計画に大きな影響を与えるようになってきています。

◆ 事業系ごみの実態把握が急がれる

この事業系ごみの排出実態については、これまでのところほとんど手がつけられておらず、有効な減量化の方策が取れないのが現状です。表1には、この事業系ごみに対する調査手法を示しました。これらの調査を組み合わせ実施し、どの業種からのごみがどのような理由で増加しているのか、また、排出されるごみ質はどのようなものであり、再資源化等の手段で減量することができないかなどの検討が必要です。なお、これらの事業系ごみ実態調査に合わせて、従来、家庭内から排

図2 大阪市のごみ処理量の推移



(資料:「事業概要」大阪市環境事業局)

注) 家庭系ごみは市収集量、事業系ごみは許可業者収集量及び一般持ち込み量とした。

出されていた食品の調理くずが外食の普及や調理食品の購入量の増加により、飲食店等の事業系ごみに転換していく傾向も見られるため、家庭の消費生活パターンの変化も検討しておく必要があるでしょう。

り詳細な調査を実施するのは調査費用からみても問題であり、まずは、表1に示した①から③の調査により、全体像を把握して、その後、調査対象業種等の焦点をしばって④から⑥の調査を実施していくことになるでしょう。

◆ 調査の進め方

事業系ごみの実態を把握するには、いきな

なお、この全体像を把握する場合、許可業者得意先名簿の整理はかなり有効です。ある都市での整理例を図3に示しますが、この都

図1 廃棄物の種類と処理

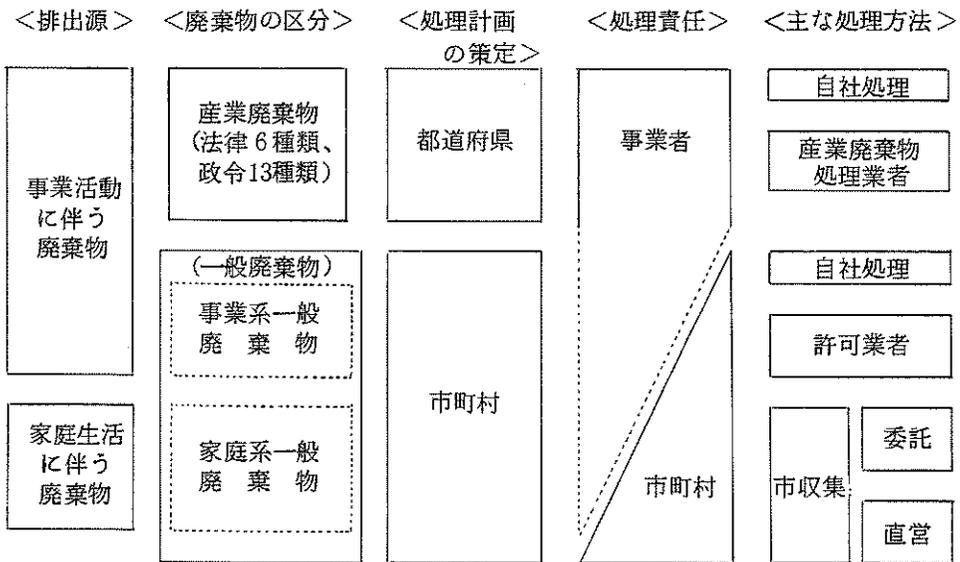


表1 事業系ごみの調査手法

	業種別 排出量	排 出 原単位	業種別 ごみ質	全体の ごみ質	
①許可業者得意先名簿等既存資料の整理	○	×	△	△	事業系ごみの量的全体像を把握することが可能。
②ごみビットからのサンプリング調査	×	×	×	○	質的全体像の把握が可能。
③収集車からのサンプリング調査	×	×	×	○	質的全体像の把握が可能。
④事業所からの直接サンプリング調査	○	○	○	○	調査には費用がかかるが、事業系ごみの詳細な実態把握が可能。
⑤事業所へのアンケート(ヒアリング)調査	○	○	○	○	事業所のごみへの関心は低く、調査結果が実態を反映しているかが問題。
⑥事業所へのモニター調査	×	○	○	×	手間もかかり事業所の協力が得られにくい。

注) ○：可能 △：場合によっては可能 ×：不可能

市では、事業系ごみ全排出量の約8割が8業種で占められており、数多くの業種の中から、この8業種をしばって調査を進めれば効率的であることがわかります。

◆事業系ごみ減量のために

これまでに、事業系ごみを調査対象として表1に示した調査手法による調査をいくつか実施してきました。この結果、排出される事業系ごみの3割から4割は再資源化等の手段により減量可能であることがわかっています。

しかし、これらのごみの減量はなかなか容易ではありません。これは、事業所は経済原則により行動するため、家庭と異なり資源節約のムードだけではごみの減量を実施しがたく、資源ごみの減量のために新たな人手の確保や保管スペースの確保に費用が必要となってくると、ごみとして処理する方が安くつけ

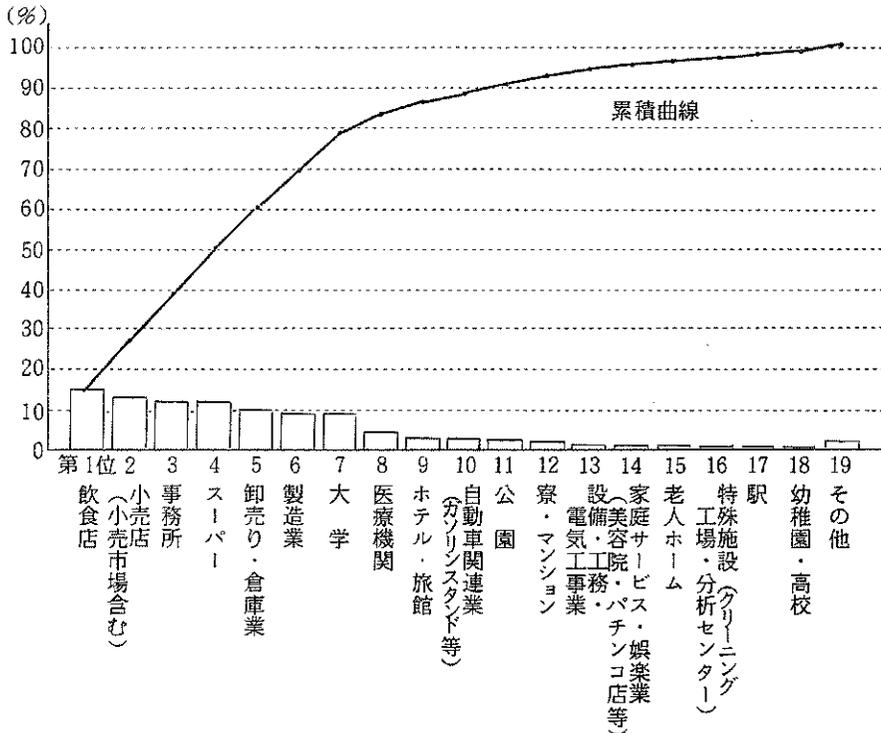
ば、ごみ処理のルートへ流れていくことになります。つまり、現在の事業者と許可業者等との収集（処理）契約がポリバケツ一杯いくら、収集車1台いくら等の大雑把なものであり、たとえ事業所が減量しても収集（処理）料金の軽減にはねかえらず、減量のメリットが事業所に及ばないことが一因です。

このため、各事業所における減量が収集（処理）料金の軽減となるようなシステムを創出していくことも一方策です。しかし、事業所のごみに対する関心度が低いため収集（処理）料金が従量制となっていないと言えます。

このため、公害防止管理者制度のように、廃棄物管理者制度を創出し、事業所がその排出するごみ量を把握し、また、処理に対しても責任を持つという方法が必要と考えます。

（こいずみはるみ 大阪事務所）

図3 業種別排出状況（昭和60年度）



資料：許可業者得意先名簿より

旧刊新刊書評

所得倍増計画における計画論

「する、なる、なるようにする」 未刊書 沢木耕太郎著「危機の宰相」

糸 乗 貞 喜

結局のところ、「旧刊新刊書評」という欄で、そのどちらでもない、未刊の文章の書評を書くことになってしまった。この本は昭和52年7月号の「文芸春秋」に掲載され、翌年頃に出版されたような気がしたのであるが、どうもそれが記憶ちがいだったようで、この稿を書くに当たっているいろいろ調べたが、出版されていなかったというのが正確なようである。今、手もとにあるのは、当時の文芸春秋の切りとり原稿である。

この本は、ふたつの点で私の印象に残っている。ひとつは、アンボ、アンボと日本中が叫びゆれている中で、次の日本を模索していた役者——池田勇人、田村敏雄、下村治の三人を中心にした舞台の状況についてである。

もうひとつは、計画とはそもそも「なるようになる」ことの整理なのか、「なるようにする」ことなのか、「ならないことをならせる」のか、「なることをならないようにする」ことなのか、「ならないことがならない」のでいいのか、私がこの地域計画・建築研究所に入った昭和43年以来こだわりつづけていたテーマに対して“する、なる、なるようにする”というスタンスで、現実の世界を生きていた人たちがいたという思いである。

それは単に「いた」だけでなく、所得倍増とか高度成長とって、日本のひとつの時代を画する事件に登場——あるいは主役として遭遇した人たちの舞台が、歴史に残るぐらいの大事業であった。なおかつ、今日のわれわれの時代の冠言葉として、私の生活の中に、あるいは毎日の仕事の中に生きており、その



危機の宰相——池田政治と福田政治——

池田勇人以後の保守政治家も「所得倍増」を軸とする経済政策を打ち出すことはできなかった。かつて「所得倍増」による見せかけの繁栄は所詮「昭和五稜」の佳話にすぎない。と断じた福田(池田)も、その射程から逃れられては出来ない。「六〇年選挙」という政治最大の選挙の「池田」を「所得倍増」で池田は乗り切ったがいよいよたけなわ保守政策の崩壊という危機(池田)の「危機」に直面し「福田」はいかなる方面で「危機」を切り切るのか。二人の宰相の対比において、高度成長の「黄金成長」の意味を問う黄金作!

沢木耕太郎

第一章 望月の終焉

「繁りの時代は終わった。少くとも、『政・財・官』全体をともいうべきものによって主導されてきた、戦後日本の資本主義についての『繁り』の時代は、いま裡に終わりを告げつつある。昨冬、池田に行われた選挙が、それまで後半の部分で進行しつつあった状況の急激な変化を、一章に凝縮化させてしまった。

三原明 出版の大塚大社、池田勇人、下村治、田村敏雄、澤木耕太郎

(170)

意味では、ふたつの思いはひとつにつながっている。

まず前者から話を始める。

池田勇人、田村敏雄、下村治の三人に沢木耕太郎は、「敗者」としてアプローチする。池田は大蔵省の中では傍流にすぎない五高—京大出身であり、入省後〈世界に三人とかいう〉奇病にかかり「5年間、臥たまま、非常な苦しみを味はい」完全に出世コースからはずれる。田村は満州国建設の夢に敗れてロシア軍の捕虜としてシベリアに抑留され、5年間の強制労働に就かされていて、帰国後も公職追放にあってしまい、大蔵省の役人としては

全くはずれてしまう。下村は肺結核とのつきあいゆえに、大学在学中も大蔵省入省後も、しばしば中断され、主流を歩むことはなかった。

沢木耕太郎は、この三人の敗者が、日本の歴史の中でも、アンボ騒動のあとの最も明るい時代ともいえる所得倍増時代の主役になったことについて次のように書いている。

「三人が共有することになる、日本経済への底抜けのオプティミズムは、三人が共に一度は自分自身の死を間近に見たことがあるということを考える時、ある種の『凄味』すら感じさせられる。」

ここで沢木の感じた凄味は偶然のそれであり、同時に必然のそれでもある。私がアンボアンボと歩いて歩いていた時、別の片側で必然をさがし求めていた三人の偶然の重なりと自分の当時の日常を比較して、いろいろな思いが走る。

田村敏雄は宏池会（池田派）の事務局長をやりながら『進路』という雑誌を出す。その『進路』では「ほとんど毎月のようにその巻頭言は社会主義に関する考察で埋め尽くされていた。最も資本主義に忠実な政治家の機関誌に、これほど社会主義への熱い思いの文章が載ること自体、確かに奇妙なことかもしれなかった」というような状況によって、田村は社会主義に傾斜しているとみられたりした。

『進路』の田村の文章は、「社会主義意識の混乱について」とか、「社会主義の理念と実態」など多数にのぼるが、結局、田村は社会主義を否定しきっていたと沢木は書いている。田村のスタンスは「ロシアやシナの共産党政権をもって社会主義体制というなら、おそらく二つの面から批判と幻滅が起ろう。ひとつは『どちらも社会主義ではない』ということであり、もうひとつは、あんな体制はごめん

だということである」というものであり、極めて冷静な立場である。

この田村が偶然（必然）の下村との出会いから経済成長論を学び、池田の名前で『進路』に月給二倍論や成長論を書いていき、そのひとつに「する、なる、なるようにする」というこの文章の表題に使った題の文章を書く。このところが、地域計画という商売をしている私に大きな印象を与えた。このことが計画論として後者につながるのだが、今少し下村治にふれておく。

下村は今はガンコなゼロ成長論者である。三人のうちの唯一の生存者である下村は、高度成長時は「経済が自律的に伸びる力があつたから、出発点では民間の設備投資を推進力として出発してきたけれども、結果的にはそこに輸入が輸出の増加と同じペースで伸びるという形が成り立っている。これが拡大均衡の典型的な姿である」（ボイス昭和62年6月号所載）ということ、当時は高度成長の必然性があつたが、現在は条件が変わっていると述べている。

当時以降必ず「教祖的」という形容詞をつけて呼ばれるようになった下村の記述も面白いが、一言つけ加えてから次の計画論についての思いへうつる。しかし、この沢木の文章を読んだあとで、下村への関心が強まり一度話を聞いておきたいと思った。たまたま数年前、大阪の場末の商工会で講演会があるのを見つけて出かけていった。たしかにすべての話は断定的で、今後の経済は今までとちがってゼロ成長にならざるをえないこと、仮に2～3%の成長があつたとしてもそれはゼロ成長の範囲内なのだという話で、さすがに教祖的といわれる人だと思った。

もうひとつの「思い」の話にうつる。

計画とはそもそもどういうことを言うのか、モノをつくり、コトを起す企画のことなのか、あるいは計画書という印刷物のことなのかなどということが、われわれ周辺の若い人たちから出たりする。

もう一步押し進めて考えてみたい。そのとき思い出すのは、エンゲルスの「フオイエルバッハ論」の中にあった“真理とは必然の洞察である”という言葉である。これを計画の方にひきうつしてみると、“計画とは必然的うつりゆきの洞察である”ということになる。つまり、現実人間が関与する移行形態を、あらかじめシナリオにしておくということになる。

こんなことを考えているときに、沢木の文章を読み、田村敏雄の“する、なる、なるようにする”という言葉を見た。そのときの思いは、「なんだ、あとき（アンポの頃）こんなことを言っていたやつがいたのか」という少しがっかりした気分になった。と同時に「すごい整理の仕方をしているんだな」という思いもした。

それ以来なんとか田村のその論文だけでも読もう、できれば102号まで出たという田村の編集した宏池会の機関誌「進路」を読みたいと思いながら、この10年間何もしなかった。何もしないでこんな文章を書くのは申訳ないような気がしたので、書きたい思いはありながら、しゃべるばかりで書かないできた。申訳ない思いに変わりはないが、こう書いたことによって田村を読むことにつながるかもしれないと思う。何とも横着な極みで申訳ない。

いずれにしても、この田村の言葉はその後の私の仕事に常について廻っている。それを教えてくれた沢木耕太郎にも感謝しなければならないと思っている。沢木耕太郎の眼線は

気にいって、「馬車は走る」の中のミカドの話や、最近出ている「深夜特急」の街を見る眼線などは秀逸である。いずれ紹介したい。

冒頭に述べた点についてふれて稿を終りたいと思う。こういう書評を書くからには、正式に出版された単行本に眼を通して書くべきものだと思います、昭和52年7月号の文芸春秋に掲載されて1～2年後に単行本として出たような記憶があり、とにかく入手しようと書店に注文した。絶版だろうという返事だった。

図書館に当時の出版目録を見て調べていた。出版されていないという返事だった。文芸春秋にも問い合わせた。返事は同じだった。沢木の本を多く出している出版社という意味で新潮社へも問い合わせた。出ていないと思うという返事だった。しかし今でも当時出たような気がしている。記憶とはたよりないものかもしれないが、これも宿題として調べてみようと思う。

書評を書いて紹介するということは、「どうぞ買って読んでみて下さい」ということであるはずだが、出てないとなるとやっかいなことになる。仕方ないというか申訳ないというか、御一報頂いたら雑誌のコピーをお送りさせていただくことにしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(いとりのさだよし)

まちかど

道路に見る日本的けじめ

堀口浩司

上の写真はニュータウン開発地の中で試験的に作った「実験街区」の一部です。カーポートの一部が道路上に「にじみ出し」を示す、そのような街区を作ろうとしたデザインです。セミ・パブリック、あるいはセミ・プライベートな空間を公私相互に提供し享受する事を目標にしています。

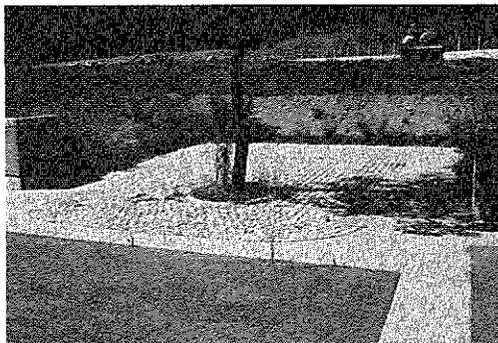
下の写真は戦前からの長屋地区の写真です。これまで路上の不法占有物件という扱いを受けてきましたが、最近では住民による管理を前提に環境要素として見直す動きもあります。

地価が高くなりすぎた今日、管理さえうまくゆくようなら、官民が相互にうまく使える道路のあり方を考えてみる時期にきたようです。

仮に上の写真のような住宅地なら、自分の庭として使える土地が増えたといって、得をした気分になる人もいれば、あるいは道路の面倒までしよい込むのは損だと思える人もいます。

(ちなみに、この住宅地の地価は約53万円/坪であります)

(ほりぐちこうじ 大阪事務所)



京都市西京区桂坂



大阪市住吉区

ARPA・K (株)地域計画・建築研究所

ARCHITECTS, REGIONAL PLANNERS & ASSOCIATES, KYOTO

本社	〒600	京都市下京区四條通り高倉西入ル立売西町82	TEL (075)221-5132(代)
京都事務所		(大和銀行京都ビル8階)	
大阪事務所	〒540	大阪市東区石町1丁目1番地	TEL (06)942-5732(代)
		(天満橋千代田ビル2号館)	
名古屋事務所	〒460	名古屋市中区丸の内3丁目18番30号	TEL (052)962-1224
		(ツボウチビル6階)	
九州地域計画研究所	〒810	福岡市博多区中洲中島町3-3 児島ビル3階	TEL (092)281-2349
北海道地域計画建築研究所	〒047	小樽市色内1丁目2番19号 通信浜ビル3階	TEL (0134)29-1109